

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

■ 居住者のうち非永住者の確定申告

Q 日本に住んでいる外国人でも過去にどれくらいの期間日本に住んでいたかで**所得税の取り扱いが変わる**と聞きましたが、具体的にどのように変わのでしょうか？また確定申告の際にはなにか**特別な添付書類**が必要でしょうか？

解説

1. 居住形態別の課税所得の範囲

日本国内に住所を有するか否か、日本国籍があるか否か、日本国内に住所を有していた期間によって、個人を3つに区分し、それぞれ課税範囲を定めています。(黄色い部分が課税)

		国内源泉所得 (日本国内で 生ずる所得)	国外源泉所得(日本国外で生ずる所得)	
			国内払い・国内に送金された部分	国内に送金されない部分
居住者	永住者	課税	課税	課税
	非永住者	課税	課税	不課税
非居住者		課税	不課税	不課税

居住者...日本に住所があるか、もしくは1年以上住んでいる人。

永住者...居住者のうち、日本国籍があるか、**過去10年間で5年超**日本に住んでいたことがある人

非永住者...居住者のうち、日本国籍がなく、日本に住んでいた期間が過去10年間で5年以下の人

非居住者...居住者以外の人

日本に1年以上住んでいる外国人は、通常「永住者」か「非永住者」に該当することとなり、国外源泉所得のうち**日本に送金されているか否かが課税されるかどうかの分かれ目となります。**

2. 確定申告における添付書類

その年において非永住者であった期間を有する居住者が確定申告書を提出する場合は、国籍、国内に住所等を有していた期間、外国人登録番号など一定の事項を記載した「**居住形態等に関する確認書**」を添付しなければなりません。この「居住形態等に関する確認書」のフォームは、国税庁のHPからダウンロードできます。(http://www.nta.go.jp/)

要するに...

日本に住んでいる人でも、日本国籍の有無、住んでいた期間、どこで支払われたかなどで、所得税の課税範囲が異なります。**外国人で非永住者だと日本で支払われていない部分は課税対象外**ですので、申告時に**確認書の添付を忘れないように**しましょう。